（登録外国試験業者の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出）

第七十二条の十七　第七十二条の九の規定は、登録外国試験業者（法第五十五条第一項に規定する登録外国試験業者をいう。）の申請書の添付書類の記載事項の変更について準用する。この場合において、第七十二条の九中「第七十二条の五第二項第二号（イを除く。）（前条において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第七十二条の十三において準用する第七十二条の五第二項第二号（イを除く。）」と読み替えるものとする。

（登録外国試験業者の地位の承継の届出）

第七十二条の十八　第七十二条の十の規定は、法第五十六条において準用する法第四十六条第二項の規定による届出について準用する。

（登録外国試験業者の試験所の変更の届出）

第七十二条の十九　第七十二条の十一の規定は、法第五十六条において準用する法第四十七条第一項の規定による届出について準用する。

（登録外国試験業者の業務の休廃止の届出）

第七十二条の二十　第七十二条の十二の規定は、法第五十六条において準用する法第四十八条第一項の規定による届出について準用する。

（法第六十五条第一項から第五項までの規定による立入検査及び質問をする職員の身分を示す証明書）

第七十三条　法第六十五条第六項の証明書は、別記様式第十八号による。

（センターの行う立入検査及び質問の結果の報告）

第七十四条　法第六十六条第七項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一　立入検査又は質問を行った登録認証機関、認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証方法取扱業者、登録試験業者、法第五十九条第一項の規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の取扱業者、指定農林物資の取扱業者又は法第六十八条第一項の表示を行った者の氏名又は名称及び住所

二　立入検査又は質問を行った年月日

三　立入検査又は質問を行った場所

四　立入検査又は質問に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法若しくは試験等の方法の区分

五・六　（略）

（法第六十六条第一項から第五項までの規定による立入検査及び質問をする職員の身分を示す証明書）

第七十五条　法第六十六条第九項において準用する法第六十五条第六項の証明書は、別記様式第十九号による。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（法第二十条第一項から第三項までの規定による立入検査及び質問をする職員の身分を示す証明書）

第七十三条　法第二十条第四項の証明書は、別記様式第十二号による。

（センターの行う立入検査及び質問の結果の報告）

第七十四条　法第二十条の二第五項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一　立入検査又は質問を行った登録認定機関、認定製造業者等（法第十九条の二の認定製造業者等をいう。）、認定生産行程管理者（同条の認定生産行程管理者をいう。）、認定流通行程管理者（同条の認定流通行程管理者をいう。）、認定小分け業者（同条の認定小分け業者をいう。）、認定輸入業者（同条の認定輸入業者をいう。）、法第十九条の十三第一項の規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者等又は指定農林物資の生産業者、販売業者若しくは輸入業者の氏名又は名称及び住所

二　立入検査又は質問を行った年月日

三　立入検査又は質問を行った場所

四　立入検査又は質問に係る農林物資の種類

五・六　（略）

（法第二十条の二第一項から第三項までの規定による立入検査及び質問をする職員の身分を示す証明書）

第七十五条　法第二十条の二第七項において準用する法第二十条第四項の証明書は、別記様式第十三号による。